

「たつの市都市計画マスタープラン（素案）」に関する パブリックコメントの募集結果について

- 
- 1 パブリックコメントの概要
- (1) 意見募集期間
 - (2) 意見提出状況
 - (3) 意見の内容（項目別）

P2

- 2 パブリックコメントの意見内容

P3

- 3 修正一覧表

P4

令和3年11月30日 公表

都市計画課

「たつの市都市計画マスタープラン（素案）」へ提出された意見及びそれに対する考え方

「たつの市市民意見公募手続（パブリックコメント）実施要綱」に基づき、「たつの市都市計画マスタープラン（素案）」についての意見公募を行ったところ、市民の皆さんから貴重なご意見をお寄せいただきました。

提出いただいたご意見について、内容とそれに対する考え方、意見を参考とした修正内容及び作成した「たつの市都市計画マスタープラン」を公表します。

なお、意見については、趣旨を損わないように要約しました。また、無記名のものや賛否の結論だけを示した意見、今回の「たつの市都市計画マスタープラン」と直接関係のない意見については、市の考えは示していません。

1 パブリックコメントの概要

（１） 意見募集期間 令和３年９月１日（水） ～ 令和３年９月３０日（木）

（２） 意見提出状況 １件
（郵送 ０件 電子メール １件 ファクシミリ ０件 持参 ０件）

（３） 意見の内容（項目別）

市街化調整区域について（１件）	地縁者の住宅区域について（１件）・	・	・
	・	・	・
	・	・	・

2 パブリックコメントの意見内容

＜市街化調整区域について（1件）＞

項目	提出された市民からの意見	件数	考え方
地縁者の住宅区域について	地縁者の定義として「小学校区に 10 年居住」では居住が増えるとは思えない。I ターンやU ターンを促すのなら「たつの市に居住したことがある者」でないと、制度趣旨に合致しないのではないかな。 空き家の利活用について、市街化調整区域の建築規制が利活用を阻害している。市街化調整区域という線引きは必要なのか。 中心市街地の小学校の児童数が増える一方、市街化調整区域の小学校は統廃合が検討されている。人が減り、生活利便性が減退し、過疎化が進む中でコンパクトシティを良しとするのか。	1 件	地縁者の住宅の区域については、兵庫県の特別指定区域制度を活用した規制緩和であり、「周辺の市街化調整区域に通算して 10 年以上居住する者」については、地縁者の定義として規定されているものです。市街化調整区域は居住者を増やす区域ではなく、地縁者の住宅の区域は地域住民や地元で生まれ育った者が地元で住宅建築ができることが主な趣旨であることから、本市においても地域で生まれ育った若者を U ターンさせることで、地域活力の維持を目的としています。 市街化区域及び市街化調整区域の線引き（区域区分）については、兵庫県の西播磨地域都市計画区域マスタープランにおいて、「無秩序な市街地の拡大を抑制し、計画的な市街化の誘導を図る必要があることから、引き続き区域区分を定める。」とあることも踏まえ、線引きは必要と考えています。 人口減少が進む中で、長期的なまちづくりにおいてコンパクトシティの考え方は必要であると考えています。市街化区域は市内外からの移住、定住を推進しつつ都市機能を誘導し、市街化調整区域は地元で生まれ育った若者の U ターンを推進しつつ地域活力の維持、再生に努めることで、西播磨地域の中心となるまちづくりを進めていきます。

3 修正一覧表

※皆さんよりいただいた意見を参考に、下記のとおり修正しました。（下線箇所）

項目	修正前	修正後	修正理由